平成２４年（フ）第１０５号
神奈川県横須賀市池田町４丁目３番１号　サニーハイム202
債務者　田代　大樹
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０６号
神奈川県横須賀市池田町４丁目３番１号　サニーハイム202
債務者　田代奈津美（旧姓増村）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５１号
山口県下関市垢田町１丁目15番３号　関ハイツ201号
債務者　桑野　良一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
山口県下関市一の宮町２丁目１番４号　ハイム上野２―2205号
債務者　原田　則嘉
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
山口県下関市一の宮町２丁目１番４号　ハイム上野２―2205号
債務者　原田　京子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
山口県周南市河東町３番33号　コーポ桂203号
債務者　大山　清美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８８号
広島県福山市春日町３丁目５番25号　レオパレスあじさい103、旧住所広島県福山市春日町３丁目７番10号　レオパレス宮後105
債務者　荒神　輝将
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８９号
広島県福山市神辺町大字川南936番地６、旧住所広島県福山市横尾町１丁目17番12号
債務者　ルックアップこと　神原　正幸
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１６号
広島県福山市高西町２丁目７番38―９号　グレイスメゾン高西Ｃ101、旧住所岡山県小田郡矢掛町中1142番地１
債務者　中島千夏子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１８号
広島県福山市本庄町中３丁目27番22号、旧住所広島県福山市山手町1084番地粟村アパート８
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８号
岩手県九戸郡九戸村大字戸田第９地割93番地
債務者　平糠　綾子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２１号
岩手県久慈市川貫７地割59番地83　チェリー館101号、住民票上の住所青森県十和田市大字三本木字東小稲174番地237
債務者　梅岡　直子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午前11時30分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２４号
岩手県二戸市浄法寺町門前向45番地２
債務者　早坂　和子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午後４時30分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第６２１９号
東京都墨田区文花２丁目16―５―204
債務者　坪田　満晃
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２４６号
東京都北区田端３―23―10、住民票上の住所東京都中野区上鷺宮４丁目18―３　斉藤荘る
債務者　川上　昌三
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部